

(別添PDFファイル) <税を追う>支援業者不正受給、ホームレス誘い数合わせ「講習に行かなくてもいい」(東京 2020.5.8)

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/202005/CK2020050802000163.html>

(田中一郎コメント)

この「貧困」を「食いモノ」にする許しがたい事件の発覚は次のようなことを意味している。この事件は「氷山の一角」と見るべきであろう。

(1) ネットカフェ難民などの住居を持たない人たちへの支援として展開されている政策が決定的にダメなのは、貧困に苦しむその方々を直接救済するものではなく、民間の「アクティベーション」業者や「ワークフェア」業者を介在させ、その業者が収益を上げ肥え太ることに注力が置かれていることである。言ってみれば、体裁のよい官民協同の「第二貧困ビジネス」のようなもので、「食いモノ」にされているのは貧困者ではなく私たちの税金である。

(2) 住居を持たない人たちに「講習」を受けてもらう前に、その方々の住居を決め、生活保護(改正して生活保障へ)で日々の生活を安定させてから、自立へ向けた「講習」となるはず。こうしたことがなされないまま「講習」だけをやってみても、ほとんど効果はないだろう。今日の国や自治体が行っている大半の「貧困者支援」は、こんな形だけのものになっていて魂が入っていない可能性が高い。税金を形式的に食いつぶしているだけの「やってまっせ」のアリバイ政策である。

(3) 記事によれば、10年以上も不正を続けてきており、行政側の監査もすり抜けてきたという。記事を読めば、その監査がザルであり、手抜きであったことは明白だ。責任追及・刑事告発は詐欺行為を働いた当事者法人・関係者だけでなく、行政側の責任者に対しても向ける必要がある(処分し賠償させろ!)。そして、このゴキブリ行為は、1匹見つけたら20匹はいる、の法則があるが故に、1つは全国の似たような事業への一斉抜き打ち検査を行うとともに、監査の実態調査を民間の手を入れて行い、そのダラケ切った行政のありようにメスを入れなければいけない。

(4) もう一つ、現在、新型コロナ PANDEMIC 対策で緊急経済対策が打ち出されているが、中小零細企業に対しては、所謂「お人好し」性善説に立って「甘い対応」をするのは禁物である。公正であることを最優先とし、無駄は省くべきだが、必要な審査はきちんと行う必要があることを強調しておきたい。かつてバブル崩壊後に、マスコミ挙げての情緒的な「貸し渋り・貸しはがし」論が展開され(それ自体が誤り)、海千山千の中小零細企業に対して甘い対応をしたばかりに経営破たんし追い込まれた新銀行東京や日本振興銀行の事例もあったことを忘れてはならない。また、各都道府県の信用保証協会もバブル崩壊後に2桁兆円の不良債権を積み上げていたという報道も見たことがあり、今回はそうしたことにならぬよう、万全を期していただきたい。(下記でもお話していますが、新型コロナ PANDEMIC 緊急経済対策については、政府も野党も、その対策の根本のところ間違っている)